

問 1

(1)

1 概要
事業者のうち、小規模事業者の納税義務の免除が適用される者については、原則にかかわらず、その課税期間に行った課税資産の譲渡等については納税義務は免除されるが、課税事業者を選択した場合、相続・合併・分割等があった場合の納税義務の免除の特例、基準期間がない法人の納税義務の免除の特例が適用される事業者は消費税を納める義務がある。
2 課税事業者の選択
小規模事業者の納税義務の免除の規定により、消費税の納税義務が免除される事業者が、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下である課税期間につき、課税事業者選択届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出日の属する課税期間の翌課税期間（その提出日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他一定の課税期間である場合には、その課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える課税期間を除く。）中に国内において行う課税資産の譲渡等については、消費税の納税義務は免除されない。
3 相続があった場合の納税義務の免除の特例
(1) 相続があった年
その年において相続があった場合において、その年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である相続人（課税事業者を選択している相続人を除く。以下(1)及び(2)において同じ。）が、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継したときは、その相続人のその相続のあった日の翌日からその年12月31日までの間における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。
(2) 前年又は前々年に相続があった場合
その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合において、その相続人のその基準期間における課税売上高とその相続に係る被相続人のその基準期間における課税売上高との合計額が1,000万円を超えるときは、その相続人のその年における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。
4 吸収合併があった場合の納税義務の免除の特例
(1) 合併事業年度
吸収合併があった場合において、被合併法人の合併法人のその合併があった日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として一定の方法により計算した金額（被合併法人が2以上ある場合には、いずれかの被合併法人に係る金額）が1,000万円を超えるときはその事業年度（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である事業年度に限る。）のその合併があった日からその合併があった日の属する事業年度終了の日までの期間における課税資産の譲渡等については納税義務は免除されない。
(2) 合併事業年度後
合併法人のその事業年度の基準期間の初日の翌日から、その事業年度開始の日の前日までの間に吸収合併があった場合において、その合併法人のその事業年度の基準期間における課税売上高と被合併法人のその合併法人のその事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として一定の方法により計算した金額（被合併法人が2以上ある場合には、各被合併法人に係るその金額の合計額）との合計額が

(1) (続き)

1,000万円を超えるときは、その事業年度（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については納税義務は免除されない。
5 新設合併があった場合の納税義務の免除の特例
(1) 設立事業年度
新設合併があった場合において、被合併法人の合併法人のその合併があった日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として一定の方法により計算した金額のいずれかが1,000万円を超えるときは、その合併があった日の属する事業年度における課税資産の譲渡等については納税義務は免除されない。
(2) 設立事業年度後
合併法人のその事業年度開始の日の2年前の日からその事業年度開始の日の前日までの間に新設合併があった場合において、その合併法人のその事業年度の基準期間における課税売上高(基準期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の税抜対価の額の合計額から、その基準期間中に国内において行った課税資産の譲渡等に係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。)と各被合併法人のその合併法人のその事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として一定の方法により計算した金額との合計額が1,000万円を超えるときは、その事業年度（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。
6 新設分割があった場合の納税義務の免除の特例
(1) 新設分割子法人
① 分割事業年度
分割等があった場合において、新設分割子法人の分割等があった日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における新設分割親法人の課税売上高が1,000万円を超えるときは、その新設分割子法人のその分割等があった日からその分割等があった日の属する事業年度終了の日までの期間における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。
② 分割事業年度の翌事業年度
その事業年度開始の日の1年前の日の前日からその事業年度開始の日の前日までの間に分割等があった場合において、新設分割子法人のその事業年度の基準期間に対応する期間における新設分割親法人の課税売上高が1,000万円を超えるときは、その新設分割子法人のその事業年度における課税資産の譲渡等については納税義務は免除されない。
③ 分割事業年度の翌々事業年度以後
その事業年度開始の日の1年前の日の前々日以前に分割等があった場合において、その事業年度の基準期間の末日において、その新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、その新設分割子法人のその事業年度の基準期間における課税売上高と新設分割子法人のその事業年度の基準期間に対応する期間における新設分割親法人の課税売上高との合計額が1,000万円を超えるときは、その新設分割子法人のその事業年度（基準期間における課税売上高が1,000万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、納税義務は免除されない。
(2) 新設分割親法人
その事業年度開始の日の1年前の日の前々日以前に分割等があった場合において、その事業年度の基準

問 2

①

課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るもの
(1) 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
(2) 課税仕入れを行った年月日
(3) 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(4) 課税仕入れに係る支払対価の額

②

1 事業者に対し課税資産の譲渡等（輸出免税等により消費税が免除されるものを除く。）を行う他の事業者が、その課税資産の譲渡等につきその事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類
(1) 書類の作成者の氏名又は名称
(2) 課税資産の譲渡等を行った年月日
(3) 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(4) 課税資産の譲渡等の対価の額
(5) 書類の交付を受けるその事業者の氏名又は名称
2 事業者がその行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書等（その書類に記載されている事項につき、その課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）
(1) 書類の作成者の氏名又は名称
(2) 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
(3) 課税仕入れを行った年月日
(4) 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(5) 課税仕入れに係る支払対価の額

問 1

I 納税義務の有無の判定

区 分	金 額	計 算 過 程
基準期間における 課税売上高	53,121,949円	<p>〔当課税期間の納税義務の有無の判定〕</p> <p>(1) 原則</p> <p>① $12,100,000 - 5,500,000 = 6,600,000$</p> <p>② (i) $(1,100,000 - 500,000) + 2,965,300 = 3,565,300$</p> $3,565,300 \times \frac{100}{105} = 3,395,523$ <p>(v) $13,250 \times \frac{100}{105} = 12,619$</p> <p>(h) (i) - (v) = 3,382,904</p> <p>③ ① + ② = 9,982,904 < 10,000,000</p> <p>(2) 特例</p> <p>① 課税売上高</p> $(45,478,955 - 567 - 621,500) \times \frac{100}{105} = 42,720,845$ <p>② 輸出免税売上高 621,500</p> <p>③ ① + ② = 43,342,345</p> <p>④ 対価の返還等</p> $(i) (212,390 - 21,500) \times \frac{100}{105} = 181,800$ <p>(v) 21,500</p> <p>(h) (i) + (v) = 203,300</p> <p>⑤ ③ - ④ = 43,139,045</p> <p>⑥ $9,982,904 + 43,139,045 = 53,121,949 > 10,000,000$</p> <p style="text-align: right;">∴ 納税義務あり</p>

II 課税標準に対する消費税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
課 税 標 準 額	61,231,000円	<p>〔課税標準額の計算〕</p> $3,108,460 + 6,758,600 + 120,000 + 44,221,663 + 735,000 + 901,500 + 3,600,000 + 1,800,000 + 1,320,000 + 144,000 + 480,000 + 600,000 + 216,000 + 288,000 = 64,293,223$ $64,293,223 \times \frac{100}{105} = 61,231,640 \rightarrow 61,231,000$ <p style="text-align: right;">(千円未満切捨)</p>

II 課税標準に対する消費税額の計算(続き)

区分	金額	計算過程
課税標準に対する消費税額	2,449,240円	〔課税標準に対する消費税額の計算〕 $61,231,000 \times 4\% = 2,449,240$
控除過大調整税額	7,619円	〔貸倒回収に係る消費税額の計算〕 $200,000 \times 4\% = 7,619$

III 仕入れに係る消費税額の計算等

区分	金額	計算過程
簡易課税制度の適用の有無の判定		〔簡易課税制度の適用の有無の判定〕 (1) 簡易課税制度選択届出書の提出あり (2) $9,982,904 \leq 50,000,000$ \therefore 簡易課税制度の適用あり
控除対象仕入税額	1,500,362円	〔控除対象仕入税額の計算〕 (1) 業種別売上高及び割合 ① 第一種 $\left(\frac{\text{①}}{\text{⑤}} \div 4.7\% \right)$ (i) $3,108,460 \times \frac{100}{105} = 2,960,438$ (p) $56,460 \times \frac{3,108,460}{901,500 + 3,108,460} = 43,766$ $43,766 \times \frac{100}{105} = 41,681$ (h) (i) - (p) = 2,918,757 ② 第三種 $\left(\frac{\text{②}}{\text{⑤}} \div 10.2\% \right)$ (i) $6,758,600 + 120,000 = 6,878,600$ $6,878,600 \times \frac{100}{105} = 6,551,047$ (p) $312,500 + 19,845 = 332,345$ $332,345 \times \frac{100}{105} = 316,519$ (h) (i) - (p) = 6,234,528 ③ 第四種 $\left(\frac{\text{③}}{\text{⑤}} \div 70.3\% \right)$ $44,221,663 + 735,000 = 44,956,663$ $44,956,663 \times \frac{100}{105} = 42,815,869$

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>④ 第五種 $\left(\frac{\text{④}}{\text{⑤}} \approx 14.6\% \right)$</p> <p>(i) $901,500 + 3,600,000 + 1,800,000 + 1,320,000 + 144,000$ $+ 480,000 + 600,000 + 216,000 + 288,000 = 9,349,500$</p> <p>$9,349,500 \times \frac{100}{105} = 8,904,285$</p> <p>(ii) $56,460 \times \frac{901,500}{901,500 + 3,108,460} = 12,693$</p> <p>$12,693 \times \frac{100}{105} = 12,088$</p> <p>(iii) (i) - (ii) = 8,892,197</p> <p>⑤ ① + ② + ③ + ④ = 60,861,351</p> <p>(2) 業種別消費税額</p> <p>① 第一種</p> <p>(i) $3,108,460 \times \frac{4}{105} = 118,417$</p> <p>(ii) $43,766 \times \frac{4}{105} = 1,667$</p> <p>(iii) (i) - (ii) = 116,750</p> <p>② 第三種</p> <p>(i) $6,878,600 \times \frac{4}{105} = 262,041$</p> <p>(ii) $332,345 \times \frac{4}{105} = 12,660$</p> <p>(iii) (i) - (ii) = 249,381</p> <p>③ 第四種</p> <p>$44,956,663 \times \frac{4}{105} = 1,712,634$</p> <p>④ 第五種</p> <p>(i) $9,349,500 \times \frac{4}{105} = 356,171$</p> <p>(ii) $12,693 \times \frac{4}{105} = 483$</p> <p>(iii) (i) - (ii) = 355,688</p> <p>⑤ ① + ② + ③ + ④ = 2,434,453</p> <p>(3) みなし仕入率</p> <p>① 原則</p> $\frac{116,750 \times 90\% + 249,381 \times 70\% + 1,712,634 \times 60\% + 355,688 \times 50\%}{2,434,453}$ $= \frac{1,485,065}{2,434,453} \approx 61.0\%$

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
		② 特例 (イ) 一業種で75%以上 なし (ロ) 二業種で75%以上 イ 第一種と第四種 (4.7%+70.3%=75.0%≥75%) $\frac{116,750 \times 90\% + (2,434,453 - 116,750) \times 60\%}{2,434,453}$ $= \frac{1,495,696}{2,434,453} \approx 61.4\%$ ロ 第三種と第四種 (10.2%+70.3%=80.5%≥75%) $\frac{249,381 \times 70\% + (2,434,453 - 249,381) \times 60\%}{2,434,453}$ $= \frac{1,485,609}{2,434,453} \approx 61.0\%$ ハ 第四種と第五種 (70.3%+14.6%=84.9%≥75%) $\frac{1,712,634 \times 60\% + (2,434,453 - 1,712,634) \times 50\%}{2,434,453}$ $= \frac{1,388,489}{2,434,453} \approx 57.0\%$ ③ みなし仕入率の判定 ①、②(ロ)イ～ハのうち、最も高い率 $\therefore \frac{1,495,696}{2,434,453} \quad (61.4\%)$ (4) $(2,449,240 + 7,619 - 14,811) \times \frac{1,495,696}{2,434,453} = 1,500,362$
売上げの返還等対価に係る消費税額	14,811円	[売上げの返還等対価に係る消費税額の計算] $56,460 + 312,500 + 19,845 = 388,805$ $388,805 \times \frac{4}{105} = 14,811$
貸倒れに係る消費税額	13,800円	[貸倒れに係る消費税額の計算] $362,250 \times \frac{4}{105} = 13,800$
控除税額小計	1,528,973円	[控除税額小計の計算] $1,500,362 + 14,811 + 13,800 = 1,528,973$

IV 差引税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差 引 税 額	927,800円	[差引税額の計算] $2,449,240 + 7,619 - 1,528,973 = 927,886 \rightarrow 927,800$ (百円未満切捨)

V 中間納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
中 間 納 付 税 額	425,100円	[中間納付税額の計算] (1) 一月中間申告 $850,300 \times \frac{1}{12} = 70,858 \leq 4,000,000 \therefore \text{適用なし}$ (2) 三月中間申告 $850,300 \times \frac{1}{12} \times 3 = 212,574 \leq 1,000,000$ $\therefore \text{適用なし}$ (3) 六月中間申告 $850,300 \times \frac{1}{12} \times 6 = 425,149 > 240,000$ $\therefore 425,149 \rightarrow 425,100$ (百円未満切捨) (4) (1) + (2) + (3) = 425,100

VI 納付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納 付 税 額	502,700円	[納付税額の計算] $927,800 - 425,100 = 502,700$

問 2

区 分	金 額	計 算 過 程
課税売上割合	$\frac{228,763,627}{542,619,629}$	<p>〔課税売上割合の計算〕</p> <p>(1) 課税売上高</p> <p>① $(569,890,210 - 320,055,502) \times \frac{100}{105} = 237,937,817$</p> <p>② $(15,832,400 - 6,199,500) \times \frac{100}{105} = 9,174,190$</p> <p>③ ① - ② = 228,763,627</p> <p>(2) 非課税売上高</p> <p>① 320,055,502</p> <p>② 6,199,500</p> <p>③ ① - ② = 313,856,002</p> <p>(3) $\frac{(1)}{(1) + (2)} = \frac{228,763,627}{542,619,629} \approx 42.1\% < 95\%$</p>
控除対象仕入税額	4,843,381円	<p>〔課税仕入れ等の税額の合計額の計算〕</p> <p>$6,382,768 + 12,915 + 5,092,655 = 11,488,338$</p> <p>$11,488,338 \times \frac{228,763,627}{542,619,629} = 4,843,381$</p> <p>〔調整対象固定資産に係る控除税額の調整の計算等〕</p> <p>(1) 調整対象固定資産の判定</p> <p>① 店舗内装工事一式(A)</p> <p>$3,570,000 \times \frac{100}{105} = 3,400,000 \geq 1,000,000$</p> <p style="text-align: right;">∴該当する</p> <p>② 広告用看板(B)</p> <p>$682,500 \times \frac{100}{105} = 650,000 < 1,000,000$</p> <p style="text-align: right;">∴該当しない</p> <p>③ 普通乗用車(C)</p> <p>$2,940,000 \times \frac{100}{105} = 2,800,000 \geq 1,000,000$</p> <p style="text-align: right;">∴該当する</p> <p>④ 営業用車両(D)</p> <p>$1,050,000 \times \frac{100}{105} = 1,000,000 \geq 1,000,000$</p> <p style="text-align: right;">∴該当する</p>

問 2 (続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>⑤ 普通乗用車(E)</p> $(3,050,000 + 100,000) \times \frac{100}{105} = 3,000,000 \geq 1,000,000$ <p style="text-align: right;">∴該当する</p> <p>⑥ エアコン(F)</p> $472,500 \times \frac{100}{105} = 450,000 < 1,000,000$ <p style="text-align: right;">∴該当しない</p> <p>⑦ 保証金</p> $945,000 \times \frac{100}{105} = 900,000 < 1,000,000$ <p style="text-align: right;">∴該当しない</p> <p>⑧ ゴルフ場利用株式</p> <p>増資による取得は、課税仕入れとならないため、調整対象 固定資産に該当しない。</p> <p>(注1) 店舗内装工事一式(A)、営業用車両(D)、普通乗用車(E)は、 当課税期間が第3年度の課税期間に該当しないため、 調整不要。</p> <p>(注2) 普通乗用車(C)は第3年度の課税期間の末日において 保有していないため、調整不要。</p>
		<p>[控除対象仕入税額の計算]</p>